

私学共済関連の制度改正等について

● 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

私学共済に関する改正の概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を創設し、令和8年4月から医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

● 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）

私学共済に関する改正の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るための法改正。今後関係整備政令等の改正を予定している。

（1）被用者保険の適用拡大等（令和9年10月～）

- ① 月額8.8万円以上の賃金要件の撤廃
- ② 企業規模要件について現在の被保険者「51人」から段階的引下げ
令和9年10月：36人、令和11年10月：21人、令和14年10月：11人、
令和17年10月：1人以上
- ③ 掛金等の労使折半負担の特例
企業規模要件の段階的な引下げに伴う特例

（2）在職老齢年金制度の見直し（令和8年4月～）

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を51万円から62万円に引き上げる。

(3) 遺族年金の見直し（令和10年4月施行）

- ①遺族厚生年金の男女差解消に係る改正
- ②子に支給する遺族基礎年金に係る改正

(4) 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ（令和9年9月～）

負担能力に応じた負担を求める観点から、標準報酬月額の上限額を現行の「65万円」から次のとおり段階的に引き上げる。

令和9年9月：68万円、令和10年9月：71万円、令和11年9月：75万円

(5) 将来の基礎年金の給付水準の底上げ（次の財政検証（2029年）後に検討予定）

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了

● 医療保険制度改革に向けた議論（社会保障審議会医療保険部会において議論中）

私学共済に関連する改正の概要

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である」とされているとされていることを踏まえ、現在、厚生労働省における社会保障審議会医療保険部会において議論がなされている。

そのうち医療保険制度における出産に対する支援の強化に係る部分について、当該議論の状況によっては、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）等の改正が必要になる可能性がある。